

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
のときは、そ
の翌日)

目次

◇ 条 例 警察職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する
条例

◇ 告 示 字等の区域の新設等

土地改良区の役員の就退任

土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法による換地処分

土地改良事業の認可

開発行為に関する工事の完了

鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正

条 例

警察職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十五年三月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第四号

警察職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特務勤務手当に関する条例(昭和二十九年七月鳥取県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

2 警察官(警視の階級にある者を除く。以下同じ。)が正規の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に關し人事委員会が定める特別な事情の下で前条第一項第一号、第三号、第五号又は第十七号に掲げる作業に従事したときは、前項に定める額に、その勤務一回につき五百円(心身に著しい負担を与えたと人事委員会が認める作業に従事したときは、千円)を加算する。

第四条の二に次の一項を加える。

2 前項に規定する職員(警察官に限る。)が正規の勤務時間以外の時間において、前条第二項に規定する特別な事情の下で第三条第一項第一号又は第五号に掲げる作業に従事したときは、前項の規定にかかわらず、当該作業に係る日額の作業手当を支給する。この場合において、当該作業に係る日額の作業手当の額は、前条第二項の規定による加算額に相当する額とする。第七条第一項中「(警視の階級にある者を除く。)」を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の警察職員の特務勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和五十五年一月一日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の警察職員の特務勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特務勤務手当は、改正後の条例の規定による特務勤務手当の内払とみなす。

告 示

鳥取県告示第二百六十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり字の区域を新たに画し、町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による会見地区第六工区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十五年三月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する字の名称	同上の区域（昭和五十四年八月二十五日現在の地番による。）
<p>下安曇字前田</p>	<p>同上の区域（昭和五十四年八月二十五日現在の地番による。） 下安曇字下前田のうち一七七から一七九までの一部、一八〇の一の一部、一八〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一六九、一七〇、一七三、一七四、一七七及び一八一と一体をなす国有地の一部以外の区域、下安曇字上前田一四一、一四七の一の一部、一四八の一部、一四九の一部、一五〇、一五一、一五五から一六七まで及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>区域を変更する町及び字の名</p>	<p>同上の区域（昭和五十四年八月二十五日現在の地番による。）</p>
<p>青木字前田</p>	<p>青木字前田のうち二四九から二五一までの一部、二五二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、青木字新宮尻二四四の一、二四四の二、二四五、二四六の一から二四六の三まで、二四七、二四八の一、二四八の二及びこれらと一体をなす国有地、下安曇字山崎四六二の二から四六二の四までの一部、四六二の五及びこれらと一体をなす国有地並びに青木字放山一の一、一の三、二の一、二の二、二の四、三の一、三の二、四の一、四の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>青木字新宮尻</p>	<p>青木字新宮尻のうち二四四の一、二四四の二、二四五、二四六の一から二四六の三まで、二四七、二四八の一、二四八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

青木字放山	青木字放山のうち一の一、一の三、二の一、二の二、二の四、三の一、三の二、四の一、四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
別所字正境	別所字正境のうち五七三の二、五七五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
下安曇字橋上	下安曇字橋上のうち四九の一、五〇から五三まで、五四の一、五五、五六の一、五七の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
下安曇字才免田	下安曇字才免田のうち五八の一、五九、六〇の一、六〇の二、六一の一、六二の一、六二の二、六三の一、六三の二、六四の一、六四の二、六五の一、六五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
下安曇字中坪	下安曇字中坪の全域、下安曇字橋上四九の一、五〇から五三まで、五四の一、五五、五六の一、五七の一及びこれらと一体をなす国有地の一部、青木字前田二四九から二五一までの一部、二五二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、下安曇字才免田五八の一、五九、六〇の一、六〇の二、六一の一、六二の一、六二の二、六三の一、六三の二、六四の一、六四の二、六五の一、六五の二及びこれらと一体をなす国有地、下安曇字下前田一六九、一七〇、一七三、一七四及び一七七と一体をなす国有地の一部並びに下安曇字上前田一四七の一の一部、一四七の四、一四八の

下安曇字山崎	一部、一四九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一五〇、一五八、一五九、一六四及び一六五と一体をなす国有地の一部
下安曇字谷田	下安曇字山崎のうち四六二の一から四六二の四までの一部、四六二の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、下安曇字下前田一七七から一七九までの一部、一八〇の一の一部、一八〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一八一と一体をなす国有地の一部、下安曇字谷田尻のうち四五〇の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域並びに下安曇字谷田五一三の一部及びこれと一体をなす国有地
下安曇字庄境	下安曇字谷田のうち五一三の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、下安曇字谷田尻四五〇の一部及びこれと一体をなす国有地、下安曇字庄境五一一並びに別所字正境五七三の二、五七五及びこれらと一体をなす国有地
下安曇字高田	下安曇字庄境のうち五一一以外の区域
下安曇字輪ノ内	下安曇字高田のうち八八の一、八九の一、九〇の一、九〇の二、九三の一、九三の二、九四、九五、九六の一、九七の二、九七の三、九八、九九、一〇〇の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
下安曇字高田八八の一、八九の一、九〇の一、九一、九二の一、九三の一、九四、九五、九六の一、九七の一、九八、九九、一〇〇の一、一〇〇の二、一〇〇の三、一〇〇の四、一〇〇の五、一〇〇の六、一〇〇の七、一〇〇の八、一〇〇の九、一〇〇の一〇、一〇〇の一〇の二、一〇〇の一〇の三、一〇〇の一〇の四、一〇〇の一〇の五、一〇〇の一〇の六、一〇〇の一〇の七、一〇〇の一〇の八、一〇〇の一〇の九、一〇〇の一〇の一〇	

<p>廃止する字の名称</p>	<p>上安曇寺ノ前</p>	<p>下安曇寺ノ前</p>	<p>下安曇寺上前田</p>	<p>八、九九、一〇〇の一及びこれらと一体をなす国有地、下安曇寺ノ内の全域、下安曇寺ノ前一五の一、一一五の二、一一六の二、一一六の二、一一七の二、一一七の二、一一八の二、一一八の二、一一九の二、一一九の二、一一九の二、一二四の二、一二四の二、一二五の二から一二五の三まで、一二六の二、一二六の二、一二七の二、一二七の二、一二八の二、一二八の三及びこれらと一体をなす国有地並びに上安曇寺ノ前三二六から三二九までと一体をなす国有地の一部</p>
<p>下安曇寺下前田及び下安曇寺谷田尻</p>	<p>上安曇寺ノ前のうち三二六から三二九までと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>下安曇寺ノ前のうち一一五の一、一一五の二、一一六の二、一一六の二、一一七の二、一一七の二、一一七の二、一一八の一、一一八の二、一一九の二、一一九の二、一二四の二、一二四の二、一二五の二から一二五の三まで、一二六の二、一二六の二、一二七の二、一二七の二、一二八の二、一二八の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>下安曇寺上前田のうち一四一、一四七の二、一四七の四、一四八から一五一まで、一五五から一六七まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>八、九九、一〇〇の一及びこれらと一体をなす国有地、下安曇寺ノ内の全域、下安曇寺ノ前一五の一、一一五の二、一一六の二、一一六の二、一一七の二、一一七の二、一一八の二、一一八の二、一一九の二、一一九の二、一一九の二、一二四の二、一二四の二、一二五の二から一二五の三まで、一二六の二、一二六の二、一二七の二、一二七の二、一二八の二、一二八の三及びこれらと一体をなす国有地並びに上安曇寺ノ前三二六から三二九までと一体をなす国有地の一部</p>

<p>竹信秀秋</p>	<p>中村博文</p>	<p>出西親恒</p>	<p>福井勝治</p>	<p>三村春己</p>	<p>前田健壽</p>	<p>宮本良吉</p>	<p>磯江正一</p>	<p>河原條照実</p>	<p>植原正隆</p>	<p>荒井 博</p>	<p>岡本治郎</p>	<p>理事 故島賢市</p>	<p>退任した役員の氏名及び住所</p>	<p>羽合土地改良区</p>
<p>三六八一</p>	<p>一二六</p>	<p>上浅津三〇四</p>	<p>五九五一九</p>	<p>田後五七九一二</p>	<p>水下一四五一二</p>	<p>八〇一一</p>	<p>久留二一四</p>	<p>二、二九七―三二</p>	<p>一、一六二</p>	<p>一、〇七五</p>	<p>一、〇五〇―二</p>	<p>東伯郡羽合町大字長瀬一、一五〇―一六</p>	<p>鳥取県知事 平 林 鴻 三</p>	<p>昭和五十五年三月二十五日</p>

富山直幸	下浅津五三十四
中本豊吉	南谷四〇〇
松本栄次郎	四四六
川本実次郎	上橋津一九十四
岩本留治	橋津五三二
絹見石春	東郷町大字長江一、〇七八
岡本良藏	門田三四二一
井上一郎	倉吉市清谷六〇八
生田善太郎	大塚一一五
監事 杉本 廣	東伯郡羽合町大字長瀬一、一四五―四
北田昇一	上浅津二九一一
國田一夫	橋津一四七
任期満了により退任	
羽合土地改良区	
就任した役員の氏名及び住所	
理事 故島賢市	東伯郡羽合町大字長瀬一、一五〇―六
神崎昭文	九六八
新 豊	九五三
植原正隆	一、一六二
細川正一	九七八
村口春高	一六七―一二
秋田幸人	久留五二一二
岩室不二雄	一〇四―四

椿 徳	田後六九四
福井兵藏	七三〇―二
中村博文	上浅津一二六
竹信秀秋	三六八―一
清水 巧	二九三
富山直幸	下浅津五三―四
浅井隼美	一七二
山下義春	南谷三五一
椿 昌	上橋津二九一
船田長年	三二五―一〇
絹見石春	東郷町大字長江一、〇七八
岡本良藏	門田三四二一
福井兼義	倉吉市清谷四九一
生田善太郎	大塚一一五
監事 杉本 廣	東伯郡羽合町大字長瀬一、一四五―四
北田昇一	上浅津二九一一
國田一夫	橋津一四七
昭和五十五年二月二十六日開催の通常総代会において選任され、同年三月八日就任	
任期四年	

鳥取県告示第二百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良（飯盛山地区農地開発）事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年三月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年三月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

佐治村役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第二百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る会見地区第六工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定によ

り告示する。

昭和五十五年三月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百六十九号

八束町から申請のあつた町営土地改良（新興寺地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年三月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年三月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百七十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年三月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十四年十月三十日鳥取県指令受米土維第千二百一十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市両三柳字大沢十五

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市上後藤五一番地五

荒濱住設商事有限会社

代表取締役 荒濱頌雄

鳥取県告示第二百七十一号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)の一部を次のように改正し、昭和五十五年四月一日から施行する。

昭和五十五年三月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第三号の表の株式会社鳥取銀行の項中

広島支店

広島市小町

を
広島支店
広島市中区小町
に改める。